

補足説明

- ・ 消防法令に基づく安全対策は、リスクマネジメントの概念と同様に、関係者などのトップ責任に基づく事業所の主体的取組として、計画(Plan) - 実施(Do) - 評価(Check) - 改善(Action)のいわゆるPDCAサイクルにより、継続的に実施されるべきものです。この場合において、消防計画がP、日常の防火管理業務等がD、防火対象物点検・消防設備点検等がC(さらに消防等による外部監査)、事業所における定期補修や安全対策の見直しなどがA、防火管理がこれらをつなぐマネジメントシステムに相当すると考えると、理解しやすいでしょう。
- ・ 予防分野における現行の規定内容は、沿革的に火災対策が主眼となっていますが、消防法第1条に掲げる趣旨、これを踏まえた防火管理や予防関連の技術基準においては、地震その他の災害対応が含まれています。すなわち、広義には、消防法に根拠を置く事業所防災と考えることができます。
- ・ 防火対象物の火災予防について、リスクマネジメントの一環として事業所の経営基盤へ明確に位置づけることにより、従業員における認識の高揚、予算・人員の配分、安全文化の醸成など、その実効性の確保に資することが期待されます。